

令和8年度小樽商科大学商学部研究生出願要項

日本国籍を有する者で、本学において、特定の研究課題について研究することを志願する者があるときは、本学の研究及び授業に支障のない限り、選考のうえ研究生として入学を許可する。

1. 出願要件

- (1) 大学2年修了以上の学力を有する者
- (2) 前号に掲げる者と同等以上の学力がある者として本学が認めた者

2. 出願期間

- (1) 前期出願 令和8年3月2日（月）から3月4日（水）（郵送時必着）
- (2) 後期出願 令和8年8月17日（月）から8月19日（水）（郵送時必着）
※学生センター窓口受付時間 平日9：00～12：00、13：00～16：00

3. 出願手続

- (1) 出願書類等 (*印は、本学所定の用紙)

書類等	提出者	摘要
*出願願書	全員	出願前3か月以内に撮影した写真を貼ること。
*履歴書	全員	
卒業(見込み)又は 修了(見込み)証明書	全員	在籍又は出身学校長等が証明したもの。
検定料	全員	9,800円（後期出願分については予定額） ：郵送の場合は普通為替証書（郵便局の貯金窓口又はゆうちょ銀行で購入）とし、指定受取人欄、受領印欄、委任欄には一切記入しないこと。 ※持参手続きに限り現金納付可。（教務課で案内し、管理課窓口に納付）ただし、釣り銭のないよう準備すること。 ※既に研究生として入学を許可された者が、研究期間が終了し、改めて研究生として出願する場合も、検定料を徴収する。

- (2) 提出先

〒047-8501 小樽市緑3丁目5番21号
小樽商科大学教務課学部教務係（事務棟1階、学生センター内）

- (3) 提出方法

志願者は、出願書類等を取りそろえ、提出先に持参又は書留郵便とすること。

- (4) 身体に障がいを有する志願者との事前相談

特定の研究課題について研究することを志願する者で、身体に障がい（別紙「学校教育法施行令第22条の3に定める身体障がいの程度」参照）のある志願者は、出願開始日から起算して1週間前までに教務課学部教務係に申し出ること。

4. 研究期間

研究期間は、6か月以上1年以内とする。ただし、研究期間延長願を提出した者については、1年を限度として研究期間の延長を許可することがある。なお、研究期間の延長が認められた者は、延長時に改めての出願を必要としないため、検定料及び入学料の徴収は行わない。

5. 選考方法

入学者の選考は、提出された書類等により行い、その結果を本人に文書で通知する。

6. 入学料及び授業料

入学料	84,600円（合格通知後、指定日までに納付すること。）
授業料	月額 29,700円

注) 上記の納付額は予定額であり、入学時及び在学中に学生納付金の改定が行われた場合には、改定時から新たな納付金が適用される。

前期出願者は、令和8年3月30日（月）までに前期分授業料（6か月分であれば178,200円）を、令和8年9月16日（水）までに後期分授業料（6か月分であれば178,200円）を前納すること。

後期出願者は、令和8年9月16日（水）までに後期分授業料（6か月分であれば178,200円）を前納すること。

7. その他

(1) 大学2年修了以上の学力を有する者とは、次の者をいう。

・大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者及び令和8年3月までに修得見込みの者。修得見込みの者が令和8年3月31日（火）までに62単位以上を修得できなかつた場合は合格を取り消す。なお、既納の入学料は返還しない。授業料は当該授業料相当額を返還する。

・短期大学を卒業した者及び令和8年3月卒業見込みの者

(2) 出願する場合は、指導教員の内諾を得ておくこと。

(3) 既納の検定料、入学料及び授業料は、いかなる事情があつても返還しない。ただし、入学手続き終了者が、令和8年3月30日（月）まで（後期出願者は、令和8年9月16日（水）まで）に入学を辞退した場合には、当該授業料相当額を返還する。

(4) 照会等は、小樽商科大学教務課学部教務係に行うこと。

TEL 0134-27-5242（受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～16:00）

在学生・卒業生等お問い合わせフォーム：<https://www.otaru-uc.ac.jp/inquiry/form/>

（お問い合わせ内容は「科目等履修生」を選択してください）